

令和2年度（2020年度）ニセコ町教育行政執行方針

令和2年第1回ニセコ町議会定例会の開会にあたり、教育行政の執行方針について説明いたします。

さまざまな仕組みが急速かつ大きく変化している現在の社会は、情報化社会（Society4.0）から新たな社会（Society5.0）に移行しようとしています。IoT（モノがインターネットで通信すること）やAI（人工知能）などを活用して、さまざまな課題を克服しようとする新たな社会では、働き方にも大きな変革が起こることが予想され、これらの社会変化に対応できる人材を育成することが重要な教育課題となっています。

本年度から小学校、2021年度から中学校、2022年度からは高等学校で新学習指導要領が導入されます。本指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」を重視し、生きる力を育むため「何のために学ぶのか」という学習意義を共有しながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善と、その実現に必要な教科等横断的な学習を進める「カリキュラム・マネジメント」の確立を両輪として機能させることが求められております。

本町では「ニセコ町教育大綱」「ニセコ町教育振興基本計画」の理念及び具体的施策に基づき、学校・家庭・地域・行政が連携を図る中、子どもたちの「生きる力」の育成を目指し、教育の更なる充実に取り組んでまいります。

その推進の重点として、

- ①「ニセコスタイルの教育」の充実を図り、コミュニティ・スクールの活動と一体化を図りながら地域教育資源を活用して、子どもたちの英語力向上や豊かな学びの体験機会の拡充に取り組めます。
- ②「学校における働き方改革」を踏まえ、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支援する体制を整え、学校内外で教育の質を高められる環境づくりを進めます。

以下、令和2年度の主な施策について申し上げます。

1 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 子育て支援の推進

乳幼児期の育ちは、家庭を基盤としながら、成長に応じた子どもたち同士の関わりやさまざまな人たちとの交流を通して培われていきます。この時期に、親子がしっかりと向き合い、豊かな子育てが出来るよう、地域子育て支援センターでは、交流の場や子育てについての情報提供、保健師や栄養師による相談、助言などの取組を充実させ、子どもの健やかな育ちを支援していきます。また、一時保育や休日保育のほか、子育てに関する講習や親がリフレッシュできる講座内容の充実、来訪しやすい環境づくりなど、親子が気軽に集い、楽しく、安心して子育てが出来る場の提供を進めます。

また、子育て中の家庭支援、学童保育、放課後子ども教室、幼児センターの運営など、子育て施策を一元的に対応できる体制について検討してまいります。

(2) 幼児教育・保育の推進

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。幼児教育及び保育の両面を担う幼児センターでは、遊びや生活を通して、たくさんの学びや発達を促していけるよう、運動機能や情緒的・知的な面、社会性などを育てていきます。また、戸外や自然の中で伸び伸びと遊べる環境の充実、家庭・地域との連携を図るコミュニティ・スクールの取組のほか、継続して外部講師による職員の資質能力の向上を目指した園内研修を計画的に実施し、教育及び保育の一層の充実に努めます。

ニセコスタイルの一貫教育と連動し、園児が英語に触れる機会を継続的に設けるとともに、幼児期の終わりまでに育てて欲しい姿を大切に、子どもの発達や小学校への接続など学びの連続性を踏まえ、子ども同士、教職員同士の交流を進めます。

(3) 人権・健康教育の推進

学齢期における子どもの豊かな心や人間性の育成に努めます。有島武郎が残した相互扶助理念の定着のほか、平和で民主的な社会や人権、多様性を尊重し、他者を思いやる心を育てる取組を進めます。

小、中学校では道徳教育及び健康教育の充実に努めます。また、学校保健体制

の充実や栄養教諭による食育指導、運動部活動への支援などとともに、法令に基づく児童生徒の健康診断を行います。

フッ化物洗口については幼児センターでの取組を継続するとともに、小学校において保護者アンケートの実施を検討するなど、歯・口腔の健康づくりに取り組みます。

(4) 学校給食の推進

学校給食については、地域の食料生産や食文化等に対する理解を深めるため、地場産品を活用した給食の提供に努めるとともに、施設や配送の衛生管理に留意するなど、安全で安心な給食運営に努めます。また、学校給食を通じて望ましい食習慣や生活習慣の定着、食の大切さに対する心を育てる食育指導を進めます。

給食費については、保護者の負担軽減を考慮し、献立の工夫や生産者、納入事業者との連携を図り、第3子以降の免除制度や公費負担による値上げ抑制を引き続き行います。

また、今後の児童生徒数や学級数の増加に対応するため、給食センターを増築し設備等を拡充して施設機能の向上を図ります。アレルギー対応については、保護者や児童生徒、学校と連携し、個別に対応していくとともに、今後のアレルギー対応に係る検討を進めていきます。

2 生活習慣と社会性の育成

(1) 家庭教育支援の推進

子どもの健やかな成長には、家庭内の教育力向上と融和が不可欠です。PTA活動における家庭教育学級の実施などを通して、家庭と学校がより連携を深め、健康で明るい家庭生活を営むための交流学习の機会や、子育てに不安や悩みを抱える親の共通理解とその改善のための取組に対し支援を行います。

(2) 社会参画・体験教育の推進

地域社会の構成者として子どもの社会性を養うため、まちづくり基本条例に基づく子ども議会活動のほか、学校を中心に体験学習などの取組を一層進めます。職場体験や現場実習による生き方（キャリア）教育、外部人材による特別授業など、子どもの社会参画につながる学習機会の提供、学習支援に努めます。

3 確かな学力の育成

(1) ニセコスタイルの教育推進

小中学校の計9年間を通じて教育方針や目標を設けていく、連続性のある教育を中心に、幼児センターや各学校が連携した特色ある教育の実践に努めます。本年度から小学校外国語科・外国語活動が本格実施となりますが、「ニセコ町英語教育推進プラン」のもと、外国語指導助手（ALT）の配置を引き続き実施し、幼児センター及び各学校全体で英語教育の充実を進めるとともに、中学生が受検する実用英語技能検定の検定料の一部を助成するなど英語学習の支援を強化していきます。また、地域の事柄を探求するふるさと学習「ニセコ学」の確立に向けてカリキュラムの研究や作成に継続して取り組みます。

小学校で新たにプログラミング教育が始まることから、教材や学校ICT環境の整備に努めるほか、中学校においては来年度から導入される新学習指導要領を踏まえた適切な教育課程の編成と実施に取り組みます。

地域の様々な教育資源を活用し、幼児から小、中、高校生まで連続性のある「ニセコスタイルの教育」を進め、新しい時代に必要な子供たちの資質・能力の育成に努めます。

(2) 特別支援教育の推進

教育上特別な支援が必要な児童生徒の学習を支えるため、学ぶ環境の向上と教職員の指導力向上を目指します。特別支援学級の適切な運営のほか、教育支援委員会における情報共有と指導への反映、保護者相談や周知啓発などを行うとともに、学校職員が一体となった組織的かつ効果的な指導に取り組みます。

また、特別支援講師の配置を拡充し通常学級での学習支援の充実を図るとともに「ことばとまなびの教室」への通級指導支援などを引き続き進めます。

4 学校経営の充実

(1) コミュニティ・スクールの推進

学校と家庭、地域が課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを目指すコミュニティ・スクールの活動を引き続き展開し、本町の自然環境や人材、まちづくりの取組など豊富な教育資源を用いながら、個性豊かでニセコを愛し、ニ

セコに誇りを持つ子どもを育む教育の充実に取り組みます。

コミュニティ・スクール委員会の活動は、活動目標である「ニセコ・アクションプラン」に基づき学校運営の基本方針をチェックすることで、学校経営や教育内容への効果的な反映を図ります。また、コミュニティ・スクール委員会に設けた部会では、各学校と連携した情報発信の強化及び学校支援ボランティアの確保に努め、教育活動への具体的な支援や地域と連携した事業の充実に努めます。

(2) ニセコ高校の振興

ニセコ高等学校では、町立高校として地域との密接な連携のもと、農業と観光を融合した産業人の育成を目指し、緑地観光科として魅力ある教育課程の編成と実施を基本に、町内外の事業者や大学、海外協定先(マレーシアYTLホテルズ)などとの連携を一層図るなど、教育内容の魅力を高める取組を進めます。また、農業クラブや校内プロジェクトなど、生徒の主体的な活動を引き続き奨励します。

令和4年度からの新学習指導要領実施に向けてカリキュラムの見直しを図り、社会人としてのスキルを身に付けられる教育課程の実現に努めます。

また、生徒数の確保については、町内外の中学校との連携を強化するとともに、学習環境改善や寄宿舎整備など生徒の生活支援及び募集範囲の拡大など具体策について検討・立案し、スピード感のある取組を進めていきます。

(3) 生徒指導支援の推進

いじめや不登校などの児童生徒をとりまく諸問題に対応するため、スクールカウンセラー等の外部人材やスクールコーディネーターの活用により、外部機関とも連携し、教育相談や生徒指導に係る学校の取組を支援します。

また、「いじめ防止基本方針」に基づくいじめの早期発見と対応、未然防止に努めるほか、児童生徒の主体的な活動を中心とした「いじめを生まない教育土壌づくり」に努めます。このほか、携帯電話やインターネット上のトラブルや犯罪から児童生徒を守る取組をコミュニティ・スクールの活動と連動させ、継続します。

5 教職員の資質能力の向上

教職員は児童生徒への教育、指導はもとより、本町が目指す教育の姿の実現に向けた取組を担う立場でもあることから、一人一人の資質・能力の向上を目指し

た研修の推進及び充実を図ります。本町の教育方針の共有を図る場として、町内の教育関係者が一堂に会する「ニセコスタイルの教育の日」を開催します。

サービス管理の面では、昨年改定した「ニセコ町立学校における『働き方改革』行動計画」や新たに制定した「ニセコ町立学校における部活動の在り方に関する方針」に基づき、勤務環境の整備に向けた各種施策に取り組みます。

6 教育環境の充実

(1) 学校危機管理体制の確立

児童生徒の学校内外での安全を確保するため、自らの安全は自ら守ることを基本に、学校、家庭、地域や関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災等の安全確保に係る教育を進めます。交通安全教室や通学路点検などの安全指導のほか、不審者対策として「子ども110番の家」防犯訓練などを行います。また、防災訓練実施のほか、気象災害などにも迅速に対処する危機管理体制の確立に努めます。

スクールバスの運行は、児童生徒数や郊外居住者の増加などにより、経路や車両の調整が複雑化、困難化する傾向にあります。引き続き、安全第一の運行に努めるとともに、適切な路線設定による運行時間短縮に取り組みます。

(2) 学校教育施設の充実

児童生徒が安心して学べる環境の維持、学校施設や設備の適切な管理、整備に取り組みます。近藤小学校については、児童数の増加に伴う教室の増設について検討を進めるとともに、必要な対応を行います。

また、国が進めるGIGAスクール構想を本町でも推進し、各学校の校内LANを高速広帯域の設備に更新し、義務教育課程のすべての児童生徒がPCを利用できる「一人一台」の環境づくりに取り組みます。

このほかに、新学習指導要領の実施に伴う指導書の更新及び各学校において必要とされる教材等の整備を進めます。

(3) 教育委員会運営の充実

合議制とレイマンコントロールの仕組みを基本とする教育委員会運営について、持続的安定性の確保と活動内容の充実に努めます。近年、子どもの人数増加への対応など町独自の課題をはじめ、各般に渡り教育をとりまく課題が増えています。

教育委員による学校・教育施設への訪問や教育行事への参加、教育委員会議における審議や教育委員研修、事務局組織体制の強化などを通じ、教育委員会として諸課題への着実な対応及び対応能力の向上に努めます。

学校教育法に基づく就学援助制度の運用については、昨年度に制度改正を行った就学援助費の認定倍率の引き上げ及び新入学児童生徒学用品費等の入学前支給について等、適切な運営に努めます。

7 生涯学習・スポーツの充実

(1) 生涯学習機会の創造

令和2年度を初年次とする第7期社会教育中期計画（5ヵ年計画）に基づき、町と教育委員会、学校、家庭、地域や関係機関・団体などの連携を強化し、子育て支援体制の充実、多文化交流機会の充実、地域を知る機会の充実及び高齢者の健康の4項目を柱とする各種施策を推進してまいります。

子育て支援体制の充実では、子どもが安全で安心して学び・遊べる場として、放課後子ども教室を開設し、子どもの自主性や協調性、創造性を育みます。

多文化交流機会の充実では、職種や年代、国籍を問わず、誰もが取り組める事業の実施や支援、国際的な視点での多文化理解の場となるスポーツの機会や芸術・文化活動を提供するための工夫に努めます。

地域を知る機会の充実では、ニセコ町の恵まれた自然環境とその保全や郷土の歴史をより深く理解する機会（地元学）の提供に努めます。

高齢者の健康では、仲間づくりや学習を通して、高齢者が生きがいと社会における関わりを実感することが重要なため、「寿大学」を引き続き開講します。

寿大学学習会では、健康づくりを柱とした交流の場の提供と趣味や教養の幅を広げ、生活の一助となるよう内容の充実に努めます。

このほか、北海道日本ハムファイターズやアスリート等との連携によるスポーツ教室の開催、文化まつりでの芸能発表及び作品展示、児童生徒の作品展など、学習の機会や成果を多くの方に広める場の提供に努めます。

さらに、子どもたちが、ふるさとの人や文化、自然などの身近な教育資源にふれ、「集い・学び・遊び・感じる」ことができる場として、「こどもふるさとみらい塾（仮称）」を開設します。また、子どもたちの未来へ向けてたくましい心と体を育むことをねらいに、既存の青少年教育事業の充実に努めます。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発達に寄与することから、本年度もニセコの自然や人材などの教育資源を生かしたスポーツ活動の充実に取り組みます。

児童がふるさとの自然に触れる場やアウトドア体験活動を通して体力増進を図るための事業や、小学校低学年を対象に、様々なスポーツ体験から健康な身体づくりや関心を高め、好きなスポーツや自分に合ったスポーツを見つける機会とする事業をスポーツ推進委員並びに地域の方の協力を得て、実施します。

また、児童生徒がウィンタースポーツを身近に親しむことができるよう、「スキーマちニセコ」ならではの環境整備と支援を目的に、スキーリフト券助成事業を町内スキー場の協力を得ながら継続します。

さらに、幼児用スキーの貸出事業やこどもスキーフェスティバル、スキー・スノーボード教室及び講習会、夏休み早朝ラジオ体操会も継続して実施します。

町民の健康増進と親睦を目的として定着している、運動公園開幕スポーツ大会をはじめ、ふれあい町民運動会などの大会を継続して開催するほか、スポーツ競技振興のため町長杯スポーツ大会の開催を支援してまいります。

第38回目を迎えるニセコマラソンフェスティバルについては、本年度も安全面の確保や運営面の改善に配慮しながら、実行委員会による運営を支援します。

町の少年スポーツ、健康スポーツ、競技スポーツの各分野で中心的な役割を担う体育協会に所属する競技団体の活動やスポーツ少年団への支援を行い、地域に根ざしたスポーツ活動の推進と指導者の育成に努めてまいります。

町として、現在取組を進めている冬季北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致活動への協力を通して、未来を見据えた「ウィンタースポーツの文化」、「オリンピックレガシー」を掲げて、子どもたちの夢や希望を持つ心を育むとともに、町の発展に繋がる活動を目指します。

(3) 生涯学習・スポーツ施設の充実

所管する各施設においては、安全かつ快適に、誰もが利用しやすい、生涯学習・文化・スポーツ施設とするため、整備目標が必要であると考えております。有島記念館の設備面においては、経年による老朽化が課題となっていることから、長期的な展望にたった施設の運営方針に基づき、計画的な改修と適切な維持管理に努めます。

また、有島記念公園などの施設周辺につきましても文化・芸術施設にふさわしい環境の維持を基本としながら、その活用について引き続き検討を進めます。

8 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術体験機会の創造

文化・芸術は心豊かな社会形成に寄与することから、関係団体や行政が役割を分担・連携しながら、文化協会主催による町民向けコンサートの開催など文化芸術施策を展開していきます。子ども向けの施策では、小中高校生を対象とした青少年芸術鑑賞会や児童生徒作品展を開催し、子どもたちの豊かな創造力や思考力などを養います。また、ニセコ町民センターや学習交流センター「あそぶつく」、有島記念館等の施設を活用し、音楽鑑賞など芸術にふれる機会の確保に努めます。

さらに、中央地区に所在する中央倉庫群、SL9643号及びニセコエクスプレス（配置予定）などの旧鉄道車両、JRニセコ駅周辺を「ニセコ鉄道遺産群（仮称）」として、鉄道とともに栄えた同地区並びに本町の歴史的文化財として保存し、日本国の鉄道事業の礎を築いた有島武や曾我祐準など本町とゆかりのある人物の功績などを伝承します。本事業を発展的に展開するにあたっては、有島記念館を拠点として、ニセコ町鉄道文化協会との連携のもと、本町に存在する鉄道文化遺産の認知度を町内外に広め、鉄道文化遺産に対する理解と愛着を深めるための取組を行います。

このほか、有島記念館の郷土資料館としての機能充実に取り組めます。

(2) 読書活動の推進

第2次子どもの読書活動推進計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、活動拠点である「あそぶつく」を中心として、日常的に楽しく、身近に読書ができる環境づくりを進めます。指定管理者と連携を図り、町民の「あそぶつく」利用の一層の促進、施設運営に関する必要な支援に取り組めます。

学校を通じた児童生徒の読書活動の推進として、「あそぶつく」の利用をさらに進めるとともに、各学校での一斉読書や読み聞かせ活動、学校図書の有効利用を図ってまいります。学校図書館支援員の継続配置による学校図書館の環境整備や有効活用、選書充実に取り組むほか、学校図書担当者や関係者による協議及び連携を図り、町全体での読書環境充実と読書習慣定着を図ります。

(3) 有島記念館の充実

有島記念館において、大正期を代表する作家有島武郎の文学、農場解放の軌跡などを紹介するとともに、文学、郷土史、美術品に関する企画展のほか音楽や講座などの普及事業を開催します。さらに有島武郎の認知度と理解を得るため、有島本人や本町を紹介する企画展などを姉妹・友好提携館等と連携して開催します。

また、貼り絵作家の藤倉英幸氏からの受贈作品を有効に活用した企画展を藤倉氏とゆかりのある地域で開催するとともに、同氏の協力を得て、子どもや一般町民を対象とした貼り絵教室や講座を開講するなど、より多くの人に親しまれる記念館を目指します。

9 多文化共生の推進

多文化共生の社会づくりには、文化や習慣の違いなどを認め合い、互いによく理解、尊重し、助け合って生活していくことが必要です。こうした観点から、町民誰もが参加、交流できる文化・スポーツ等の事業を実施、支援してまいります。

国際理解、多文化理解の視点では、放課後子ども教室において国際交流員による英会話をより身近にするための体験カリキュラムや、寿大学学習会など幼年者から高齢者まで幅広い年代を対象に多文化にふれる機会を提供します。また、町の国際交流推進協議会が行う英会話教室や文化イベント等の事業との連携のほか、北海道インターナショナルスクールニセコ校児童とのふれあいなど交流の場の企画に努めます。

多様な交流機会確保の視点では、子どもたちが異なる町の文化やコミュニケーションに触れることで、視野を広げ、新しい発見から「自分の町を振り返り理解する」機会を引き続き提供します。本年度は滋賀県高島市への訪問「少年洋上セミナー」並びに鹿児島県薩摩川内市の児童生徒受入などの交流事業を実施します。

令和2年度においても、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育を取り巻く諸課題に積極的に対処していく所存です。

町民の皆様、町議会議員の皆様の教育行政へのご理解とご支援をお願い申し上げます。